

島根県気候変動適応センター設置要綱

制 定 令和3年3月17日

(設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う拠点として、「島根県気候変動適応センター」（以下「センター」という。）を島根県保健環境科学研究所に設置する。

(所掌事務)

第2条 センターは次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理及び提供
- (2) 事業者や県民等からの気候変動適応に関連する相談への対応及び情報発信
- (3) 気候変動影響及び適応に関する調査、研究
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本県における気候変動適応を推進するために必要な業務

(組織)

第3条 センターに、センター長、副センター長及びセンター職員を置く。

2 センター長は、保健環境科学研究所長を充てるものとし、センターを総括する。

3 副センター長は、保健環境科学研究所環境科学部長を充てるものとし、センター長を補佐する。

4 センター職員は、センター長が指名する保健環境科学研究所職員とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営等に関して必要な事項は、環境政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。